

宝塚市告示第 192号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により令和5年度決算に係る健全化判断比率を、同法第22条第1項の規定により令和5年度宝塚市水道事業会計決算、宝塚市病院事業会計決算及び宝塚市下水道事業会計決算に係る公営企業の資金不足比率を公表する。

令和6年（2024年）10月7日

宝塚市長 山崎 晴 恵



		令和5年度決算	早期健全化基準 (経営健全化基準)	財政再生基準
1	実質赤字比率	-	11.29%	20.00%
2	連結実質赤字比率	-	16.29%	30.00%
3	実質公債費比率	5.0%	25.0%	35.0%
4	将来負担比率	1.9%	350.0%	
5	公営企業 における資金 不足比率	水道	-	(20.0%)
		病院	-	(20.0%)
		下水道	-	(20.0%)

備考 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び公営企業における資金不足比率は、赤字及び資金不足が無い場合「-」と表示している。